

公 表 資 料

令和7年12月19日  
防衛省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職  
状況の報告（令和7年7月1日～同年9月30日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和7年7月1日から同年9月30日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあっては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者に限る。）

事務官等：行政職俸給表（一）7級以上の者又はこれに相当する者（行政職俸給表（一）7級及びこれに相当する者にあっては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者に限る。）

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室  
電話：03-3260-0812（直通）

**自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要**

(令和7年7月1日～同年9月30日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項 の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項 の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項 の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	16	-	19	35

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先 区分	国又は地方 公共団体の 機関	独立行 政法人	国立大学 法人	特殊法人	認可法人	公益社団法 人又は公益 財団法人	一般社団法 人又は一般 財団法人	学校法人、 社会福祉法 人又は更生 保護法人	その他の非 営利法人	営利法人	自営業	その他	合計
防衛省		1	-	-	-	1	1	1	-	2	28	-	1	35

**自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告**  
(令和7年7月1日～同年9月30日分)

**【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】**

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注4、5)							
						官職又は階級	在職期間															
							自	至														
1	有村 義治	57	陸上自衛隊西部方面混成団長 兼 久留米駐屯地司令	R7.5.19	R7.7.29	陸上自衛隊西部方面混成団長 兼 久留米駐屯地司令	R7.5.19	R7.8.1	混成団長及び駐屯地司令に関する業務	R7.8.1	R7.9.1	明治安田生命保険相互会社	生命保険業	熊本支社防衛省担当顧問(嘱託)	無	有						
2	中村 智志	57	陸上自衛隊西部方面混成団副団長	R7.5.26	R7.7.2	陸上自衛隊西部方面混成団副団長	R7.5.26	R7.8.1	副団長に関する業務	R7.8.1	R7.8.2	日本赤十字社	医療・福祉業等	救護・福祉部次長級	無	有						
3	山崎 誠一	57	陸上自衛隊第11旅団副旅団長 兼 真駒内駐屯地司令	R7.5.13	R7.7.1	陸上自衛隊第11旅団副旅団長 兼 真駒内駐屯地司令	R7.5.13	R7.8.1	旅団長の補佐及び駐屯地内の指揮監督	R7.8.1	R7.8.1	ジブラルタ生命保険株式会社	保険業	自衛隊顧問(契約社員)	無	有						
4	小野 彰一郎	57	海上自衛隊横須賀修繕給所長 兼 横須賀地方総監部技術補給監理官	R7.3.27	R7.7.31	海上自衛隊横須賀修繕給所長 兼 横須賀地方総監部技術補給監理官	R7.3.27	R7.9.1	所務統括、専門的助言、技術指導に関する事務	R7.9.1	R7.9.2	マリンソフト株式会社	艦船の取扱説明書の作成、艦船の維持整備・補給関係に係る事業	艦船エンジニアリング事業部副事業部長	無	有						
5	折戸 栄介	52	防衛省大臣官房付(情報本部情報官)	R7.4.12	R7.8.20	①情報本部情報官 ②防衛省大臣官房付	①R7.4.12 ②R7.8.1	①R7.7.31 ②R7.9.1	①情報本部における政策支援に係る総括整理 ②人事業務全般	R7.9.1	R7.10.1	株式会社オリト	不動産賃貸事業及び太陽光発電事業	取締役(社長補佐)	無	無						
6	野口 英臣	58	航空自衛隊第13飛行教育団司令	R7.6.23	R7.9.17	航空自衛隊第13飛行教育団司令	R7.6.23	R7.10.8	部隊指揮、所属隊員への指導等に関する業務	R7.10.8	R7.10.16	三菱電機株式会社	重電システム、産業メカトロニクス、情報通信システム、電子デバイス、家電製品などの製造・販売	防衛企画部長付(嘱託)	無	有						
7	菅原 謙一	58	航空自衛隊幹部学校教育部教官室(作戦主任教官) 兼 教育部教育企画室長	R7.6.9	R7.8.29	航空自衛隊幹部学校教育部教官室(作戦主任教官) 兼 教育部教育企画室長	R7.6.9	R7.10.9	作戦分野における教官の監督指導等	R7.10.9	R7.11.1	大成建設株式会社	総合建築業等	主査(契約社員)	無	有						
8	丸山 潔	58	航空自衛隊飛行教育航空隊司令	R7.7.24	R7.9.12	航空自衛隊飛行教育航空隊司令	R7.7.24	R7.10.24	指揮・管理監督	R7.10.24	R7.11.4	株式会社共立メンテナンス	寮・ホテル・シニアライフ事業等	寮長(嘱託)	無	有						
9	中澤 武志	58	航空自衛隊南西航空方面隊司令部監理監察官	R7.5.21	R7.8.28	航空自衛隊南西航空方面隊司令部監理監察官	R7.5.21	R7.10.30	部隊の監察、安全及び事故調査等に関する事項	R7.10.30	R7.11.1	全日本空輸株式会社	定期航空運送事業等	地上訓練教官	無	有						
10	近藤 博之	58	航空自衛隊航空支援集団司令部監理監察官	R7.5.16	R7.6.3	航空自衛隊航空支援集団司令部監理監察官	R7.5.16	R7.11.9	隸下部隊に対する監査の実施及び改善の促進に関する業務	R7.11.9	R7.11.10	株式会社重松製作所	労働安全衛生保護具機器の製造販売等	教育部長付主任部員	無	有						
11	川畠 裕幸	58	陸上自衛隊北海道補給処付(陸上自衛隊北部方面後方支援隊副隊長)	R7.2.12	R7.3.17	①陸上自衛隊北部方面後方支援隊副隊長 ②陸上自衛隊北海道補給処付	①R7.2.12 ②R7.8.1	①R7.7.31 ②R7.11.23	①北部方面後方支援隊の隊務運営に関する事項の隊長補佐全般指導 ②各部官全般に関する業務及び特に命ぜられた事項	R7.11.23	R7.11.24	日鋼特機株式会社	防衛省及び海上保安庁向け火砲、戦闘車両、特殊装甲車両等の整備及びサービス等	北海道事務所長	無	有						
12	降旗 憲生	58	陸上自衛隊東部方面総監部付(陸上自衛隊東部方面指揮所訓練支援隊長)	R6.10.23	R7.5.13	①陸上自衛隊東部方面指揮所訓練支援隊長 ②陸上自衛隊東部方面総監部付	①R6.10.23 ②R7.8.1	①R7.7.31 ②R7.11.25	①東部方面指揮所訓練支援隊の指揮・監督に関する業務 ②各部官全般に関する業務及び特に命ぜられた事項	R7.11.25	R7.11.26	鴻池運輸株式会社	鉄鋼事業、エンジニアリング事業、国際物流事業等	チーム長補佐	無	有						
13	阿部 洋一	57	陸上自衛隊第12旅団副旅団長 兼 相馬原駐屯地司令	R7.4.4	R7.9.1	陸上自衛隊第12旅団副旅団長 兼 相馬原駐屯地司令	R7.4.4	R7.12.1	第12旅団長の補佐に関する業務、相馬原駐屯地の職務を総括	R7.12.1	R7.12.2	鹿島建設株式会社	総合建設業等	安全環境部担当部長	無	有						
14	松田 靖史	57	陸上自衛隊小平学校副校長 兼 企画室長	R7.3.11	R7.9.12	陸上自衛隊小平学校副校長 兼 企画室長	R7.3.11	R7.12.1	学校長補佐、学生教育・業務計画に関すること、調査・研究、教訓・訓練評価にすること等	R7.12.1	R7.12.2	株式会社啓愛社	金属事業、解体工事事業、自動車部品事業等	次長	無	有						

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 (注4, 5)							
						官職又は階級	在職期間															
							自	至														
15	吉原 孝典	57	陸上自衛隊陸上総隊システム通信団副団長	R7.1.22	R7.4.16	陸上自衛隊陸上総隊システム通信団副団長	R7.1.22	R7.12.1	団長の補佐に関する業務	R7.12.1	R7.12.2	株式会社エム・シー・シー	通信衛星を用いて電気通信役務を提供する事業等	顧問(契約社員)	無	有						
16	浅沼 千代忠	58	航空自衛隊第11飛行教育団副司令	R7.3.24	R7.6.2	航空自衛隊第11飛行教育団副司令	R7.3.24	R7.12.19	司令の補佐、司令部における監督指導	R7.12.19	R8.1.1	東急建設株式会社	土木建築業等	担当部長(嘱託職員)	無	有						

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

- ①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
- ②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
- ③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号）の施行日（平成30年1月1日）前に約束前の求職開始日があった場合を含む。）には、「約束前の求職開始日」欄に「一」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注4) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第18条の5第1項及び第18条の6（同項に係る部分に限る。）の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)					離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3,4)							
					官職又は階級	在職期間		職務内容															
						自	至																
1	小池 啓司	59	自衛隊那覇病院長	-	-	-	-	-	R5.12.22	R7.7.1	芦屋セントマリア病院	医業	非常勤医師	無	無								
2	吉富 秀哉	57	航空自衛隊第4補給処東北支処長 兼 東北町分屯基地司令	-	-	-	-	-	R6.2.21	R7.6.26	株式会社エムエイチアイロジック	飛しょう体システムの後方支援業務全般及び試験・訓練用器材の開発、製造	取締役	無	無								
3	楠見 晋一	58	陸上自衛隊第6師団長	-	-	-	-	-	R7.3.24	R7.7.1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	損害保険事業	顧問(嘱託)	無	無								
4	末吉 洋明	58	陸上自衛隊北部方面総監	-	-	-	-	-	R7.3.24	R7.7.1	株式会社SUBARU	航空機部品の製造販売等	航空宇宙カンパニー顧問	無	無								
5	増田 友晴	58	航空自衛隊中部航空方面隊副司令官	-	-	-	-	-	R7.3.24	R7.7.1	川崎重工業株式会社	各種船舶、航空機、車両等の設計、製造、修理等	ストラテジック・アドバイザー(嘱託)	無	無								
6	山根 寿一	58	陸上自衛隊陸上総隊司令官	-	-	-	-	-	R7.3.24	R7.7.16	株式会社日本製鋼所	産業機械事業、素形材・エネルギー事業、防衛関連機器事業	顧問	無	無								
7	伊輪 徹哉	60	防衛装備府長官官房監察監査評価官	-	-	-	-	-	R7.3.31	R7.7.1	株式会社ベネフィット・ワン	福利厚生事業	顧問	無	無								
8	加藤 直敏	60	陸上自衛隊小平学校人事教育部長	-	-	-	-	-	R7.3.31	R7.7.1	一般財団法人自衛隊援護協会	退職自衛官に対する無料職業紹介	事務職	無	無								
9	齊藤 修市	60	東北防衛局調達部長	-	-	-	-	-	R7.3.31	R7.7.1	株式会社朝日工業社	建設業	本社技術顧問	無	無								
10	西方 孝	59	防衛省大臣官房付調査分析官(中国四国防衛局長)	-	-	-	-	-	R7.3.31	R7.9.21	井森工業株式会社	建設業	顧問	無	無								
11	林 哲	60	防衛大学校総務部管理施設課長(防衛装備府長官官房会計官付施設管理環境保全室長)	-	-	-	-	-	R7.3.31	R7.7.1	浅海電気株式会社	建設業	営業本部技術顧問	無	無								
12	三浦 仁志	60	帯広防衛支局長	-	-	-	-	-	R7.3.31	R7.7.1	東亜建設工業株式会社	建設業	顧問	無	無								
13	山田 勝章	60	近畿中部防衛局調達部次長(整備計画局施設整備官付財産管理調整官)	-	-	-	-	-	R7.3.31	R7.7.1	公益財団法人防衛基盤整備協会	防衛施設の建設に関する事業	第4事業部業務第2課長	無	無								

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)				離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3,4)							
					官職又は階級	在職期間		職務内容														
						自	至															
14	青木 常吉	60	海上自衛隊下総教育航空群司令部環境保全専門官（航空自衛隊航空支援集団司令部參事官）	-	-	-	-	-	R7.5.31	R7.9.1	川北電気工業株式会社	電気工事業	電設事業本部技術部長	無	無							
15	山本 健	60	陸上自衛隊小平学校付（陸上自衛隊小平学校警務科部長）	R7.4.4	陸上自衛隊小平学校付	R7.4.4	R7.6.18	特に命ぜられた事項	R7.6.18	R7.6.23	三井不動産レジデンシャルサービス株式会社	マンション管理事業等	通勤管理員職（契約社員）	無	無							
16	田邊 英介	50	防衛省大臣官房付（経済産業省大臣官房参事官併経済産業省貿易経済安全保障局付） ②防衛省大臣官房付	R7.5.20	①経済産業省大臣官房参事官併経済産業省貿易経済安全保障局付 ②防衛省大臣官房付	①R7.5.20 ②R7.7.1	①R7.6.30 ②R7.7.1	①経済安全保障に係る国際関係業務 ②特に命ぜられた事項	R7.7.1	R7.8.1	株式会社Preferred Networks	AI関連技術を活用した製品等の開発・販売及び研究開発	社員	無	無							
17	杉浦 一也	60	防衛省大臣官房付（長崎防衛支局長）	R7.5.9	①長崎防衛支局長 ②防衛省大臣官房付	①R7.5.9 ②R7.8.1	①R7.7.31 ②R7.8.1	①長崎防衛支局の所掌事務の総括 ②特に命ぜられた事項	R7.8.1	R7.8.19	長崎県庁	地方自治体の行政業務	危機管理部政策監	無	無							
18	塙壽 哲史	59	自衛隊横須賀病院長	-	-	-	-	-	R7.8.1	R7.8.22	医療法人三輝会	医療	横須賀タワークリニック医師（非常勤）	無	無							
19	保科 俊朗	57	海上自衛隊海洋業務・対潜支援群司令	-	-	-	-	-	R7.8.1	R7.9.2	株式会社山力小塚水産	水産仲卸業	配送・仕分けスタッフ（アルバイト）	無	無							

(注1) 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報を提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合は（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号）の施行日（平成30年1月1日）前に離職前の求職開始日があった場合を含む。）には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「-」と記載している。

(注2) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注3) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注4) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6（同項に係る部分に限る。）の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 （略）

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。